

## 2004年度 法学研究科自己点検・評価報告書

### Ⅱ 大学院における主要点検・評価項目

#### 目 標

創価大学法学研究科は、これまでに、大学等の高等教育機関で高度な研究を行う研究者を相当数輩出するとともに、弁護士、司法書士、税理士、公務員などの専門職業人も数多く輩出してきた。しかし、これまでは、どちらかといえば研究者養成を中心に教育内容及び方法等が設計されていたために、専門職業人として社会に進出した者は、数においては多数を占めるにもかかわらず、研究者への道を歩もうとする者に比べて、必ずしも十分に教育を受ける機会があったとはいえないように思われる。

また、現在、創価大学では、法科大学院を開設して、法曹養成の教育にも努めているが、今後、少なくとも実定法の分野において研究者となろうとする者の相当数は、法科大学院を修了した後に、博士後期課程に入学する道を歩むことが予想される。

本研究科では、このような事情をも考慮して、博士前期課程を修了して、専門職業人として社会に進出しようとする者に対しては、専門職業人としての必要な知識やその資格取得のために必要な知識を教育できるようにするため、実務に関連する多様な履修科目の設置と教員を配置するよう検討している。また、研究者の道を志す者に対しては、博士の学位の取得を後期課程担当教員と入学者の共通の目標として設定して、その目標到達のための具体的な検討を開始する。

このような検討を通じて、本研究科は、本研究科が掲げる「常に民衆の立場を忘れず、民衆の目線で考察する『民衆のための学問』に基礎を置いた研究・教育」を体現した多くの研究者と専門職業人を、これまで以上に輩出することを目標としている。

### 2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

#### (1) 教育課程等

##### 評価目標

創価大学法学研究科は、1975年4月に、経済学研究科および文学研究科とともに、開設された。いずれの研究科とも、「人間教育の最高学府たれ、新しき大文化建設の揺籃たれ、人類の平和を守るフォートレス（要塞）たれ」との明確な建学の精神に基づいて学部における教養教育ならびに専門教育を基礎として、さらに広い視野に立って、高度の学術理論を追求することを目的としている。

##### 具体的方法

建学の精神に立脚した優れた研究者や高度専門性を有する職業人を一人でも多く育成するために、本研究科の教育課程を充実させることはもちろん、法学部および他学部・他研究科との有機的連携を形成できる教育課程を検討する。

#### (大学院研究科の教育課程)

##### 評価目標

本研究科では、法の理解における深い学識を備えた研究者と、社会現象に適用していくための法技術と

実践能力、さらには豊かな教養を身につけた専門的職業人の育成をめざしている。具体的には、博士後期課程を修了して大学を始めとする高等教育研究機関で高度な研究活動を行うことのできる研究者の養成と、主に博士前期課程において担われる、国内外の公務員、司法書士、税理士などの専門職業人の養成に、これまで以上の成果を挙げたい。

## 具体的方法

本研究科長のリーダーシップの下に、大学院教務事項検討委員会を設置して、学部教育との有機的な連携、高度な研究者養成と専門職業人の養成に相応しい授業科目の選定、特に専門職業人養成のために他研究科との相互協力、法科大学院開設後の研究者養成の教育課程のあり方などについて、具体的に検討している。

### (A群①) 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

#### 1. 「現状の説明」

『創価大学大学院要覧』には、創価大学「法学研究科は、社会の諸分野で活躍する有為の人材を輩出するために、高度の専門的能力が必要である職業に従事することを希望する者に対して、法律・政治に関する理論的に深い知識を教授するだけではなく、実社会においても役に立つ実践的に有益な知識を身につけさせることを目的としています。したがって、法学研究科〈法律学専攻〉の特色は、法律・政治に関する理論的指導を行うだけでなく、学生が身につけた知識を実社会において有益に活用できる能力を養成する点にあるということが出来ます。法学研究科の目標としている教育は、常に民衆の立場を忘れず、民衆の目線で考察する「民衆のための学問」に基礎を置いた研究・教育です」と記載されている。このことは、高度の専門知識を有する社会に有為な職業人の養成と、大学を始めとする研究機関で研究に従事する研究者の養成を目的とすることを意味するのであるから、学校教育法65条の「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」との規定に、まさに合致したものといえよう。

法学研究科の教育課程は、この二つの目的に従って編成されている。すなわち、博士前期課程では、32単位以上を修得し、かつ修士論文を提出して最終試験に合格のうえ学位を取得する。授業科目としては、法学及び政治学の各分野に関する「特論」科目と「特論演習」科目があるが、このうちから主専修科目(講義4単位・演習8単位)と副専修科目(講義4単位・演習4単位)を選定して履修することが必要である。また、修士論文の提出条件として、20単位以上を修得しなければならない。日常の授業では、少人数教育が徹底されており、教員は常に学生の研究状況を把握しながら、修士論文作成に向けてきめ細かな指導を行っている。

博士後期課程では、研究指導のある授業科目の中から主専修科目を選定して1年次・2年次・3年次の各 Semester で研究指導を履修するとともに、原則として1年次で特殊研究(4単位)を履修しなければならない。これは、博士後期課程の学生は、指導教授の研究指導を受けて学位論文を作成することが目的であり、講義による単位の修得はさほど重要ではないとの考えにもとづくものである。なお、博士前期課程及び博士後期課程におかれている専修科目は、別紙のとおりである。

#### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学研究科の教育課程は、博士前期課程においては大学院設置基準第3条第1項のいう「広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。」との趣旨に合致したものであり、また、博士後期課程においても、同設置基準第4条第1項のいう「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」との趣旨に合致したものと考える。また、開設されている専修科目についても、公法、私法、社会法、国際法、政治学と、広い分野をカバーするとともに、現代的な先端科目、たとえば知的財産法や国際政治論などもあり、全体としてのバランスがとれている。

ただ、昨年の法科大学院の設置に伴う教員の移動のために、残念ながら不開講とせざるを得ない科目も生じている。

### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

文系の大学院にあっては、理系のそれとは異なり、そもそも大学院進学者が一般的ではなく、法学研究科のように、博士前・後期課程を設置している大学院においては、研究者養成を中心としてきたといえるし、事実、法学研究科は、これまで相当数の研究者を輩出してきた。しかし、近時においては、国際公務員、国家公務員、自治体職員、司法書士、税理士など専門職業人養成への期待も大きくなってきている。また、法科大学院の設置に伴い、実定法科目の研究者養成機能が、少なくとも法学研究科の博士前期課程から法務研究科にある程度移行することも予想される。このような変化に対応するためには、必ずしもこれで十分であるとはいえないので、コース別に分けたり、他の研究科との協力を模索したりする必要があるだろう。

(B群①) 「広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力」という修士課程の目的への適合性

#### 1. 「現状の説明」

博士前期課程においては、担当教員の負担増などの事情によって一時的に不開講となっている科目もあるが、それらを含めると20もの専修科目が用意されている。それらのなかには、伝統的な法学研究や政治学研究の各分野はもちろん、先端分野や国際分野の領域が並んでいる。また、指導教授の承認を得て、10単位以内で本学の他の研究科・専攻または他大学大学院の授業科目を受けることが可能となっている。

#### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

広い視野に立った精深な学識を授けるための制度は、現時点でも一応整っていると思われる。研究能力や専門職としての高度の能力の養成は、最終的には学生個人の努力と、指導・講義を担当する教授の熱意にかかっているが、修士論文作成に向けての学生の真摯な取り組みと指導教授のきめ細かな指導を通じて、おおむね目的を達成していると考えられる。

#### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

近時の法科大学院の開設や税理士試験における税法科目の免除制度の変更などによって、法学研究科博士前期課程に対する社会の要求は、急激に変化してきている。その一方で、法学研究科博士前期課程の修了者のうちの少なからざる者が、博士後期課程へと進学し、研究者になってきているという事実がある。そこで、博士後期課程へと進学して研究者となるだけの学問的水準を一方で維持しつつ、社会の要求の変

化にも対応するという困難な課題を解決する必要がある。具体的には、さらなる専修科目の増設や修士論文に代えてリサーチペーパーの提出、集団指導体制の構築などについて検討する必要がある。もっとも、その検討にあたっては、社会が法学研究科に求めているものがいかなるものであり、それは一時的な現象ではなく長期的な要求であるのか、また、果たして法学研究科の財政的・人的な体力と不釣り合いではないのか等の点について考察する必要がある、また、これらの考察が法学研究科の理念と適合するののかといった根本的なものとならざるをえないので、その検討は相当長期的なものとなるであろう。

**(B群②)「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性**

### 1. 「現状の説明」

法学研究科の博士前期課程修了者が博士後期課程に進学するためには、進学試験に合格することが必要である(法学研究科博士前期修了者以外の者は一般入学試験に合格することが必要である)。進学選考試験の科目は、外国語(英語・ドイツ語・フランス語から一つ選択)と口頭試問である。口頭試問では、修士論文の内容が重要な評価資料とされている。博士後期課程の教育課程は、主専修科目についての特殊研究(4単位)と研究指導を履修して、博士論文を作成することになっている。すでに、この課程を経て、課程博士を取得した者も輩出している。

### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

すでに、相当数の研究者を輩出していることからしても、博士後期課程の教育制度としての大きな問題点は見当たらない。制度的には指導教授の個人指導による研究指導に掛かっているので、運用によっては、いわば徒弟的な色彩を帯びるおそれもある。しかし、これまでの法学研究科博士後期課程における実際の運用は、学内における各種の研究会(判例研究会など)を通じた事実上の専攻別教員による集団的指導が行われている。ただ、法学研究科では、博士後期課程の学生に高度な研究能力を養成するためには、担当者もそれを担うに相応しい高度な研究能力を有する研究者でなければならないとの強い信念があった。そのため、開設当初から博士後期課程の資格要件を厳しくしてきたので、博士後期課程において指導する教員が必ずしも多くなく、したがって開設科目が少ないという問題が現れている。

### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

少しずつではあるが博士後期課程担当の資格条件を満たして新たに博士後期課程の担当になる教授、または、もう少しで資格条件を満たす教授などが現れている。また、法科大学院修了者のうちから博士後期課程に入学して研究者になることを希望する者が相当数現れるであろうと予想されるが、それらの者に修士論文に代わって何を課すか(例えばリサーチペーパー程度にするか)、また、語学試験を現状のように1ヶ国語にするのか、それとも2ヶ国語にするのか、多くの法科大学にアジア法が設けられていることに鑑み、アジアの言語でも受験を許すか、博士後期課程の年限を如何にするかなどについて、今後検討する必要がある。

**(A群②) 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係**

## 1. 「現状の説明」

法学研究科の担当教員は、原則として、学部の教員のうち、法学研究科の教育を担当するに相応しい一定の資格条件を満たした者が兼担している。したがって、学部教育から切断された大学院のみを担当する専任教員は、一部の特殊な例外を除いて存在しない。担当教員は、学部で実施した授業内容を学生が理解していることを前提にして大学院の授業を組み立てることができるために、特に意識はしていないが、結果として、学部における教育及び研究を応用・発展した科目編成がなされている。したがって、学生にとっては大学院の開設科目名及び担当者名からその研究対象が何であるかを容易に理解することができ、学部教育で修得した教育・研究成果をより発展させることが可能となる。換言すれば、連続性と発展性を維持することで、より専門性を高めることができるようになっている。

また、学部の成績優秀者は、特別学内選考試験（面接試験のみで可否を決定）によって大学院への進学を認めており、毎年、数名がこの制度によって進学している。

## 2. 「点検・評価 長所と問題点」

本学法学部から法学研究科に進学した者については、学部教育との連携が良くとれている。とくに、学部の3年・4年で専門演習を履修した学生が進学した場合には、事実上、4年にわたる研究を継続することになり、大学院設置基準という専門性は十分に満足のいく程度に充足できているといえよう。ただ、その反面、法学部以外から進学してきた者がいる場合には、教育上の配慮が必要となり、担当教員が参考書を指示して自習を促したり、補習を行ったりしている。

## 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

現在のところ、他学部出身者も少数であるので、この点における教育上の配慮は、担当教員の個人的な努力でまかなうことができているが、今後、他学部出身の社会人や留学生が増えると、彼らを対象とした法学の教育・研究の基礎学力を養うための科目の設置などが必要となるであろう。また、多くの場合、大学院担当者と学部担当者が同一であることは、学部教育と大学院教育に一貫性と連続性をもたらす反面、新しい分野や視点に対する刺激に欠けることになる。したがって、財政的事情に配慮しつつも、兼任教員の積極的な採用や大学院専任教員の採用なども検討する必要がある。さらに、法科大学院の設置に伴い学部教育が見直されることになれば、当然、法学研究科と学部教育の関係も見直しを迫られる可能性も出てくるであろう。

### (A群③) 修士課程における教育内容と、博士(後期)課程における教育内容の適切性及び両者の関係

#### 1. 「現状の説明」

法学研究科博士前期課程及び博士後期課程における授業科目、単位等については学則に記されており、また、実際においても、規定どおりに行われている。これらは、大学院設置基準の趣旨に合致したものであると考える。

博士前期課程においては、教育研究職を志望する者の基礎的育成を行うと同時に、博士前期課程修了後に実務界に出て、専門職として活動しようとする者に必要な高度の専門的な法学や政治学の教育を施すことを目的としている。博士後期課程は、教育研究職の養成を目的としてきた。

#### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学研究科が開設してから、これまで10名を超える大学専任教員を輩出してきたことは、博士前期課程

と博士後期課程との連携が良く機能してきたことの現れであるが、反面において、博士前期課程だけを修了して実務界に出ようとする者への教育的配慮においては、必ずしも組織的になされてこなかったきらいがある。大学教員をはじめとした研究職への就職が厳しさを増している一方で、高度な専門教育に対する社会的需要が高まっている。このような傾向を考慮するとき、研究者養成に効果的であった博士前期課程と博士後期課程の連続性を維持しつつも、高度な専門的な法学や政治学の教育を必要とする専門職に就こうとする者のための、博士前期課程独自の教育内容を充実させる必要がある。

### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

限られた人的・財政的条件を直視するとき、これまで重視してきた博士前期課程と博士後期課程との連続性ととともに、博士前期課程の独自性を考える必要があるであろう。研究者養成に必要な連続性については、従来どおりで問題はないと思われる。これに対して、高度の専門知識を有する社会に有為な職業人の養成に必要な独自性については、たとえば、開講科目や担当教員についても、博士前期課程と博士後期課程を同じくすることを理想とするのではなく、学生や社会のニーズに応じて、博士前期課程においては、実務家を積極的に非常勤講師などに採用したり、開講科目も多様なものを設け、ニーズによっては大胆に新設・開設・廃止し、他の研究科とも積極的に連携することを検討すべきであろう。

#### (A群④) 博士課程(一貫制)の教育課程における教育内容の適切性

法学研究科は一貫制の博士課程ではないので、この項目については省略する。

#### (A群⑤) 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

##### 1. 「現状の説明」

法学研究科博士前期課程では、4セメスター(2ヵ年)以上在学して、主専修科目(講義4単位・演習8単位)と副専修科目(講義4単位・演習4単位)を含む32単位以上を修得したうえで、修士論文を提出し、最終試験(口頭試問の方法による)を受けて合格しなければならない。博士後期課程に進学するためには、博士後期課程進学選考試験または一般入学試験に合格しなければならない。進学選考試験及び一般入学試験の科目は、ともに、外国語(英語・ドイツ語・フランス語から1科目選択)と口頭試問(専門科目を中心としたもの)であるが、口頭試問においては修士論文が重要な評価資料となる。

博士後期課程では、6セメスター(3ヵ年)以上在学して、研究指導のある科目の中から1科目を主専修科目として選定して、1年次・2年次・3年次の各セメスターで研究指導を受けるとともに、主専修科目と同じ特殊研究を原則として1年次で履修することが必要である。そして、指導教授から必要な研究指導を受けたうえで、主専修科目の主題で学位請求論文を提出し、最終試験(口頭試問の方法による)を受けて合格して、博士(法学)の学位が授与されることになる。このように、博士後期課程においては学位論文の作成が主眼であるために、履修単位数を少なくしているが、論文作成のために他の専門領域の知識が必要である場合や、また、研究者としての幅を広げるための必要性なども考慮して、多くの特殊研究科目を用意し、その履修を可能としている。

##### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

入学から学位授与までの教育システム・プロセスに関する規定そのものについては、特に問題がないものとする。修士の学位については、これまで、一定の学問的水準に達していると判断された者に対して

はすべて授与されたが、博士の学位については、これまでわずか1名に授与されたにすぎない。ただこの原因が、果たして法学研究科の制度（そもそも法学の学位論文が3年で作成可能かなど）に起因するのか、実際の運用に起因するのか、テーマの選定を含めた指導教員の指導能力に起因するのか、進学・入学者の学力・意欲に起因するのか、あるいは日本全体に蔓延する課程博士に対して要求される能力基準の高さによるのか、または、これらが複合的に作用しているのか、現時点では不明であるので、今後の検討が必要であろう。

### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

とくに課程博士の学位授与については、総合的な検討が必要であるが、中・長期的にはその際には、今後、法科大学院修了者が相当数入学することをも考慮して、学位論文としてどの程度の水準を求めるかを検討しなければならないであろう。また、短期的には、複数の博士課程担当教員の前での博士論文執筆途中における中間報告ないし中間論文を義務づけることで、学生自らが博士論文の水準、論文執筆の時間的予測、そもそも選定したテーマの適否などを知る手がかりを与える機会を提供することも検討してよいであろう。

#### （単位互換、単位認定等）

##### 評価目標

単位互換に適する相手方の大学・大学院を選定し、当制度の導入を考える。また、他大学大学院等で修得した単位を、一定の限度内で認定し、学位取得に必要な単位数に算入する。

##### 具体的方法

比較的連携が取りやすい大学・大学院を選定し、互いの大学院間で提供して欲しい科目、提供可能な科目を検討し、単位互換制度の実施の可能性を探る。

#### （B群③）国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

##### 1. 「現状の説明」

法学研究科では、国内外の大学等と独自の単位互換を行っていない。ただし、博士前期課程の「履修方法について」（他の研究科と共通）に「指導教授の承認を得て他の研究科・専攻、他大学大学院の授業科目を担当者の許可を受けて、10単位以内で取得することができる」と定めている。

##### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学研究科の学生が、指導教授並びに科目担当者の許可を得て、他大学大学院の授業科目を履修する事例は、最近数年間の教務課資料による限り見当たらない。しかし、法学研究科の学生が、本学の他の研究科・専攻に設置された授業科目を履修する事例は次に示すように多数あり、その学問分野も広範囲にわたる。—2000年度には国際経済論特論、同特論演習、国際社会論特論、外書研究（フランス語[経済]）。2001年度には国際経営戦略特論、家族社会学特論、国際経済論特論、国際社会論特論、同特論演習。2002年度には財政学特論、国際社会論特論、地域社会学特論、経営労務論特論、宗教社会学特論。2003年度には日本教育史特論。2004年度には中国社会文化論特論、教育行政学特論、同演習、会計学特論、特別講義知的財産[工学]。

法学研究科の各指導教授は、学生の履修科目についての希望を受け入れる姿勢が認められるが、それは一般的には好ましい傾向といえる。そこになお問題点があるとすれば、学生は法学研究科における自らの主専修科目、副専修科目についての知識を十分深めたいうえで、他の学問分野に目を向けるべきであるということであろう。そのために指導教授は、学生が履修を希望する本学の他の研究科・専攻、他大学大学院の授業科目が修士論文のテーマにかかわりをもつこと、または本人の進路にとって有益であることを確認すべきであろう。

### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

現行の「履修方法について」によっても、学生が実質的に本学の他の研究科・専攻の授業科目のみならず、他大学大学院の授業科目を履修し単位取得しうることになっている。しかし、将来、法学研究科の教育目的の実現に有効な場合に、国内外の大学等と協定を結んで単位互換制度を設けることを模索すべきである。

#### (社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

##### 評価目標

社会人学生、外国人留学生等が、法学研究科において修学しうる環境を整える。とくに外国人留学生については、日本語で論文を執筆し学位を取得できるように指導する。

##### 具体的方法

社会人学生と外国人留学生については、法学研究科入学試験において可能な、または必要な一定の配慮をする。また、受入れ後に必要とされる教育上の配慮についても検討する。

#### (A群⑥) 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

##### 1. 「現状の説明」

法学研究科では、目下のところ社会人については、入学試験に特別の措置を設けているものの、入学後における教育上の特別の配慮（土日コースの設置、土日開講、夜間開講など）をしていない。次に外国人学生については、創価大学大学院学則第41条「大学院に入学を希望する外国人については、選考のうえ入学を許可することがある。」にもとづき、入学試験（日本語能力を含む）を行ったうえで受け入れている。法学研究科委員会は、外国人留学生がその希望する指導教授のもとで研究し、所定の単位を修得して学位を取得できるように配慮している。

##### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学研究科には、社会人のための入学試験の特別措置が設けられた2000年以降、社会人4名の入学があった。次に外国人留学生は2000年以降、4名在籍したが、いずれもその希望する指導教授のもとで修士論文（あるいは博士論文）の作成の指導を受けた。

外国人留学生については、学位論文執筆のために日本語能力のより一層の向上を求められることが多い。したがって、外国人を受け入れる指導教授（あるいは科目担当者）は、コミュニケーションの問題のみならず、外国人が学位論文を日本語でまとめうるように指導するという困難な問題と取り組まなくてはならない。

##### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

現状においては、社会人がまとまった休暇をとることができず、しかもなお、大学院で研究に従事して学位を取得しようとする場合が考えられる。大学院の側に教育上の特別の配慮が求められるのはそのような場合であろう。

法学研究科がこうした要請とどう取り組むかは、重要な研究課題である。けれども実際には、それは問題の性質上、法学研究科だけでは簡単に決められない事柄である。このような新たな措置に伴う諸問題（開講日時のみならず、施設使用、職員配置、担当者人事、諸経費等）は大学全体の方針に沿うものでなければならぬからである。

### （生涯学習への対応）

#### 評価目標

社会人再教育を含む生涯教育への貢献を継続的・安定的に行える環境を整備する。

#### 具体的方法

社会人再教育を含む生涯教育について法学研究科としての実施計画を検討する。

### （C群②）社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

#### 1. 「現状の説明」

法学研究科は、一定期間社会経験を有する志願者を対象とした、やや負担の少ない受験科目（語学試験を課していない）での入学試験の制度（社会人入学試験特別措置）を設けて、その合格者を受け入れている。科目履修生、研究生等の諸制度を利用する社会人学生もいる。法学研究科においては、社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応した教育研究を行っているが十分とはいえない。

#### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学研究科では、社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応した教育研究を実施している。なお、社会人入学試験特別措置によって入学を許可された学生は、他の入学試験に合格した学生と同様に、主専修科目、副専修科目を選択し、所定の単位を修得して学位論文を提出することになっている。

#### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

社会人再教育を含む生涯学習を推進するために、法学研究科は（入学定員・収容定員の改定を含めて）制度を改革すべきである。すなわち、大学院としての学問的レベルを維持しつつ、社会人再教育を含む生涯教育についての計画を立て実施すべきであろう。現在はまだ実質的にどの程度、多数の社会人が大学院における教育研究を望んでいるのか、十分慎重に検討すべき段階であると思われる。

### （研究指導等）

#### 評価目標

教育課程の展開、学生に対する履修指導、指導教授による学位論文作成指導等を適切に行う。

#### 具体的方法

法学研究科の開講科目（講義形式、演習形式を含む）を各系統毎に検討し充実をはかる。学生に対するオリエンテーションを実施する。主専修科目、副専修科目、外書研究等の履修を通して学生の研究能力を向上させる。現行の指導教授制度のもとでの論文作成過程や論文審査の方法を検討する。

## (A群①) 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

### 1. 「現状の説明」

法学研究科は、法律学専攻の一専攻のみである。博士前期課程に開設する科目は、法学系、政治学系、および外書研究からなる。2004年度について見ると、特論および特論演習があつて学生に研究指導を行いうる科目は、法学系については次の通りである（セメスター制であるので、授業科目表ではそれぞれ前期の科目にI、後期の科目にIIが付されている）。一憲法（A、Bの二科目開設）、行政法、民法（A、Bの二科目開設）、知的財産法、商法（A、B、Cの三科目開設。ただしCは不開講）、刑法、刑事訴訟法（A、Bの二科目開設。ただしAは不開講）、民事訴訟法、国際法、国際私法、社会法、労働法、宗教法、税法、法社会学、法哲学。

同じく、政治学系については次の三科目である。一政治学原論、政治学史、政治史。

外書研究については、外書研究（ドイツ語）、外書研究（フランス語）、外書研究（中国語）の三科目をおいているが、外書研究（中国語）は2004年度不開講である。外書研究の科目担当者は、各語学毎に原則としてローテーションによつてゐる。

法学研究科では、提出された論文の審査のために各論文毎に3名の審査委員（主査1名、副査2名）を選出している。そのうち主査は指導教授である。審査委員は論文を査読したのち厳正な最終試験（口頭試験）を行っている。審査委員はその結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は各論文毎に可否の判定を行っている。

### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学研究科の上に述べたような論文審査の方法は、法学研究科開設以来つづいてゐるもので今ではよき伝統となつてゐる。

修士論文の最終試験の成績は70点以上を合格、それに満たない場合は不合格とするが、最近では多くの論文が80～83点の高い評価を受けてゐる（2003年度の平均点は82点である）。とくに博士後期課程進学をめざす学生の場合には、修士論文の最終試験で80点以上の成績を修めることが進学試験を受けるための必要条件とされている。専門分野の研究者となりうる資質の判定として、語学力（外国語の専門的文献を正確に理解し使用しうる能力）並びに修士論文の成績を重視することは今後も維持されるべきであろう。

### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

法学系の科目については、開設科目も多く、複数の担当者（指導教授）を有する科目もあつて充実しているといえよう。

政治学系の科目については、例年、志望者の多い国際政治の分野（国際政治の理論と現実、国際関係論、アメリカ研究、ヨーロッパとEU、アジア、アフリカ諸国の地域研究、国際政治史、日本外交史等を含む）の研究指導を、該当する科目が開設されていないために、やむを得ず政治史（特論ならびに特論演習）担当者が行うというやや変則的な状態が続いてゐた。しかし、2005年度から新たに国際政治論（特論ならびに特論演習）が開設されることになつたので、この問題は解消し、政治学系も改善される見通しである。

外書研究については、専門分野の系統によつて法律外書研究および政治外書研究に分けることが考えられる。また法学研究科に入学した学生の語学力を一層向上させるために、例年、履修者の少ない外書研究（ドイツ語）、外書研究（フランス語）—外書研究（中国語）は不開講—のみならず、外書研究（英語）を

開設すべきであろう。すなわち、新たに法律外書研究（英語）、政治外書研究（英語）を開講して、既存の3つの外書研究と併置することが望ましい。このような科目の開設は、学生が外国語文献を正確に理解し参照ないし引用して修士論文を作成するために、また博士後期課程進学をめざす学生に対しては進学試験における語学試験の水準に接近するために役立つであろう。（なお、外書研究の科目担当者が研究科教授のみでは不足する場合には、法学部教員の中からしかるべき担当者を任用することが考えられる。）

学生が法律外書研究（英語）、政治外書研究（英語）、または他の3つの外書研究のいずれかを履修し単位取得したときには、法学研究科修了に必要な32単位に含まれないそれ以外の取得単位として別に記載することが考えられる（これらの外書研究については各セメスターの履修単位制限[12単位]に入れず、また大学院の成績評価に含めない）。

論文提出については、毎年一定の時期に、修士論文提出予定者による研究報告会を開催すべきかどうか検討すべきであろう。もし開催する場合には、会の出席者を原則として論文提出予定者並びに法学研究科担当教員とすることでよいか、また法学研究科のそれ以外の学生の傍聴を許可するか否か、検討すべきであろう。

## （A群⑫）学生に対する履修指導の適切性

### 1. 「現状の説明」

法学研究科では、入学時にオリエンテーションを実施している。そこでは研究科長が全般的な履修指導を行い、かつ学生からの履修に関する質問に応じている。また研究科長は必要に応じて、オリエンテーションに若干名の研究科教授（科目担当者）を出席させ、学生に対して一般的なガイダンスを行わせている。

### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学研究科の学生は、創価大学大学院学則第7条により「各課程の初年次に専修科目を選定し、当該科目の担当者を指導教授として、その指導のもとに履修計画をたてなければならない」とされている。

また博士前期課程の「履修方法について」により、学生は4セメスター（2ケ年）以上在籍し、32単位以上修得すること、また演習のある授業科目の中から「主専修科目」（講義4単位・演習8単位）を選定すること、副専修科目（講義4単位・演習4単位）が必要であること、が定められている。

博士後期課程の学生については、6セメスター（3ケ年）以上在学すること、研究指導のある授業科目から「主専修科目」を選定すること、1年次、2年次、3年次と研究指導を履修すること、原則として1年次で特殊研究を履修すること、が定められている。

各指導教授による学生の履修指導は、以上のような学則の規定並びに「履修方法について」にもとづき、おおむね適切になされている。

### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

法学研究科は入学試験において一定の学力が示されるならば、本学ならびに他大学の法学部出身者のみならず、非法学系の学部出身者を広く受け入れることができる。そのため、法学研究科に入学した学生が、その学生の専修科目と関連のある同一専門分野の基礎的諸科目（法学系の場合には法律科目、政治学系の場合には政治科目）を学部段階で履修していないとみなされる場合、指導教授は本学法学部に開講されているそれらの諸科目を学生に履修するように指導することが好ましい。

学生がそれらの諸科目を履修し単位修得したときには、法学研究科修了に必要な32単位に含まれないそ

れ以外の修得単位として別に記載すべきである（これらの諸科目については各セメスターの履修単位制限[12単位]に入れず、また大学院の成績評価に含めない）。

## （B群⑥）指導教員による個別的な研究指導の充実度

### 1. 「現状の説明」

法学研究科では、学生の選択する主専修科目の担当者が指導教授となり、その特論並びに特論演習の授業を通して学生の研究指導にあたり、専門的立場から学生の知識習得や研究能力の向上を助けている。

また指導教授は学生と修士論文のテーマの決定について話し合うとともに、学生に対して研究計画書の作成・提出、ならびに修士論文の執筆・完成に必要なと思われるアドバイスを随時行っている。

### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学研究科では、研究科開設以来、1人の指導教授が1科目（特論並びに特論演習）を担当し、複数科目の指導教授とならないことを原則としている。このようにして指導教授は担当科目にかかわる専門研究を自ら推進しつつ、その十分な研究成果を以て当該科目を選択する学生の研究指導に専念することができる。（なお、この原則は博士後期課程については厳格に守られているが、博士前期課程については近年ややゆるやかに適用される傾向がある。）

### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

現実には開講科目担当者の退職等に伴う臨時的処置として、若干名の教授が複数の特論演習を担当し、複数科目の指導教授となっている。上に述べた原則を貫くためには、かかる複数科目のうちいずれかを担当しうる新たな人事を行って1指導教授1科目制に戻すことが必要であろう。すなわち、大学院教授の新規採用（専任、客員、または非常勤）を行うなどの措置を講じておくことが必要である。

## （2）教育方法等

### 評価目標

法学研究科では、少人数教育の長所を生かしたきめ細かな教育・研究体制を有し、大学院レベルにふさわしい高度で専門的な知識を学生に修得させることを目指しているが、そのために、学生に対する教育の効果を測定するとともに成績評価方法を再検討し、もって教育・研究指導の改善点を抽出することが肝要であると思われる。

### 具体的方法

法学研究科が現状採用している教育効果の測定方法および成績評価方法を具体的に列挙し、大学院自己点検評価委員会においてこれらの方法は適切であるかどうかについて慎重に吟味し検討する。その結果を踏まえ、法学研究科の将来に向けた教育・研究における改善点を明確にする。

## （教育効果の測定）

### 評価目標

法学研究科において現在採用されている教育・研究指導の効果を測定するための具体的方法にはどのようなものがあるのか、その方法は適切であるかどうかについて検証する。また、法学研究科を修了した学生がどのような就職先に就いているか、特に、高度専門職への就職状況を具体的に把握することも必要で

あると考えられる。

## 具体的方法

法学研究科のシラバスにおいて、博士前期課程および博士後期課程の担当者がそれぞれの授業について独自に「授業の進め方」および「到達目標」を明示しているため、これらの内容を大学院自己点検評価委員会が調査吟味することにより現状の把握と将来への課題が提示できると思われる。また、法学研究科の修了者の進路状況に関しては、過去の就職先をできる限り調査し一覧表にまとめるものとする。

### (B群⑨) 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

#### 1. 「現状の説明」

法学研究科では、教育・研究指導の効果を測定するために種々の方法が実施されている。まず、授業において教員の質問に適切に解答できるか否かを試す口頭試問の方法である。法学研究科での教育は、目下のところ、少人数授業で行われているので、密度の濃い双方向の授業が可能であり、対話形式により学生の学力の向上具合が測定されている。

次に、法学研究科では、授業の進行に伴い教員がエッセイや小論文などの課題を学生に与えることによる測定方法が採用されている。提出物が教員の指示したレベルに達しているか否かについて、教員は提出物の添削や学生に質問を発することにより、学力の向上を測定している。

教育・研究指導の効果を測定するために、法学研究科の一部の教員は、教員が実施している学内の学術研究会に大学院生を積極的に参加させる方法をとっている。とくに、博士後期課程の学生については、学術研究会で発表させることにより、学力向上を具体的に測定することができる。

以上の測定方法のほかに、法学研究科では、所定の授業科目を履修した者に対して実施される履修科目の試験および学位論文の執筆による教育効果の測定方法も採用されている。学位論文については、修士又は博士の学位が取得できたか否かということは、各レベルの大学院教育の教育効果を測る最も重要な方法であると考えられる。

#### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

以上のように、法学研究科は、教育効果を測定するために、通常授業における学生への口頭試問および対話形式による方法、研究会などの課外授業による方法、履修科目の試験による方法、学位論文の作成による方法を採用しており、それぞれ厳格な基準、採点、審査のもとで実施されているので、教育効果を測定する方法としては適切なものと思われる。

#### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

教育・研究指導の効果を測定するために、法学研究科では、通常授業の重視、課外の学術活動参加の推奨、履修科目試験の厳格な採点、学位論文の慎重な審査が重要かつ主要な方法であると位置づけ、現在までのところ適切に実施されているが、これら以外にも、法学研究科入学試験の外国語科目（1科目）が課されていることを考慮すれば、外国語についてなんらかの学力測定の方法を採用することも検討に値しよう。

### (成績評価法)

#### 評価目標

学生の資質向上の状況を検証するために、法学研究科ではどのような成績評価の方法が採用されているのか、また、その方法は適切かどうかについて検証する。

### 具体的方法

法学研究科のシラバスには、博士前期課程および博士後期課程の担当者がそれぞれの授業について独自に「評価・試験方法」を明示しているため、これらの内容を大学院自己点検評価委員が調査吟味することにより現状の把握と将来への課題が提示できると思われる。

## (B群⑩) 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

### 1. 「現状の説明」

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法として、法学研究科では、履修科目ごとの単位認定のために試験が行われる。この試験には、原則として、筆記試験、口述試験および論文試験の方法が採られる。試験の成績は、A、B、CおよびDの4級に分かれ、A、BおよびCを合格とし、Dを不合格とする。不合格の科目については、法学研究科委員会の議を経て、特別試験が行われることがある。

### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

履修科目の試験に関しては、原則として、筆記試験、口述試験および論文試験の方法があるものの、そのいずれによるかは当該科目の担当教員が定めることとなっている。試験の実施方法については、法学研究科で統一されていないので、統一する必要があるかどうかを検討することも課題としてあげられるであろう。

### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

履修科目の試験は現状のままでよいのか、あるいは、法学研究科で統一した方法にするか否かについて、積極的な議論をおこなうことが必要であると思われる。また、すでに述べたように、外国語について何らかの学力測定の方法を採用することによって、論文レベルの向上に寄与することになるとと思われる。さらに、たとえば、研究方法論に関する基礎科目の履修を専修科目の如何にかかわらず、博士前期課程の学生全員に課し、その単位の修得を修士の論文指導を受けるための条件とするなどの方法の導入も検討に値しよう。

## (教育・研究指導の改善)

### 評価目標

現在、法学研究科では、博士前期課程、博士後期課程において、それぞれの学問分野に関する科目が開設され、グローバル時代にふさわしい研究・指導が行なわれているが、このような法学研究科の教育・研究の指導方法のあり方を検証することは、今後の法学研究科にとって極めて重要であると考えられる。

### 具体的方法

教育・研究指導の方法について、それらを改善するためにどのように組織的な取り組みがなされているか、また、各教員が作成しているシラバスは適切なものかどうか、さらに、学生による授業評価を導入しているかどうかについて、それぞれ点検項目として掲げ、調査吟味する。

## (A群⑬) 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

### 1. 「現状の説明」

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するために、法学研究科では、教育研究検討委員会を設置しており、随時必要な際に諸問題を検討する体制をとっている。

### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

教育・研究指導の改善のために、現在設置されている教育研究検討委員会のみで十分組織的に整っていると考えられる。同組織は、法学研究科の教育研究に関する中長期的なプランを設計する機能を有しているが、やや、問題解決型の組織となっている点が指摘できるであろう。

### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

教育・研究指導の改善のために、現在設置されている教育研究検討委員会の将来プラン設計機能をより発揮することが望まれる。また、専修科目ごとに教育・研究指導の改善を検討する組織を設置し、関連分野の複数の教員で専門分野の教育・研究指導の方法を検討することも必要と思われる。

## (A群⑭) シラバスの適切性

### 1. 「現状の説明」

本学では、講義支援アプリケーション CampusEOS システムを全学的に導入しているが、これは、講義の概要がわかる「シラバス」と講義の詳細が明示される「講義情報」から構成されている。法学研究科では、各教員が、このシステムを利用しそれぞれの担当科目の授業内容について独自に十分検討したシラバスを作成している。学生は、このシラバスをWEB上で常に確認できるようになっている。シラバスには、授業概要、授業計画・内容、到達目標、評価・試験方法、教科書、参考書、履修上のアドバイス、担当者のプロフィール、定員ならびに履修者選抜方法、教員のホームページアドレスなどが記載されている。一方、「講義情報」には、各授業時間ごとの講義詳細、連絡事項、休講情報などが掲載されており、学生は、これにアクセスすることにより、さらに詳細な授業の情報を得ることができる。

### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学研究科の教員は、高度な専門性を重視した密度の濃い授業を展開することを基本的姿勢として授業内容を組み立てており、シラバスにおいてその授業の概要を学生に公開しているが、一方で、毎回の授業内容などを明示する「講義情報」の作成とその充実にやや消極的姿勢が見られる点が課題と考えられる。

### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

法学研究科の教員は全員、CampusEOS を利用してシラバスを作成しているが、今後は、講義情報のページの充実に向けて積極的な取り組みが求められるよう。

## (B群⑪) 学生による授業評価の導入状況

### 1. 「現状の説明」

法学研究科においては、学生による授業評価は今のところ行われていないが、学生の意見や要望については、各教員が学生から個別的に直接に聞いており、必要に応じて授業に反映している。

### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学研究科の各教員は、「人間教育の最高学府たれ」との本学教育理念を各人の教育現場で具体的に実践している。したがって、大学院での少人数教育の長所を生かして、学生からの意見や要望については、学

生の立場に立ったきめ細かい聴取が日常的に行われており、この点は評価に値する。仮りに「授業アンケート」を実施したとしても少人数のため記載者が特定され、その後の教員と学生との関係や授業等への影響も考えられるので、「授業アンケート」という方式を取る必要性を今のところ認識していない。

### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

法学研究科では、博士前期課程および博士後期課程の履修者数が学部比べて少数であることから、教員と学生との知的共同作業によって授業が形成されている。したがって、学生による授業評価の導入については、教員と学生との教育・研究上の良好な信頼関係を維持することを考慮しながら、それにふさわしい学生からの意見聴取の方法として、来年度から定期的に教員と学生が懇談する場を設けて、そこで意見を聞くという制度を導入する予定であり、その方が研究科においては、授業アンケート本来の趣旨を反映できると考える。

#### (3) 国内外における教育・研究交流

##### 評価目標

本学の学術交流協定による外国からの交換教員を、法学研究科で積極的に受け入れる。また、外国人研究者との共同研究、外国人研究者による講演会、さらに、在外研究員制度や特別研究員制度を利用した教育・研究交流を活性化させる。あるいは、交換留学生の法学部からの派遣や、外国からの交換留学生を一層受け入れる。

法学研究科は研究成果の公表を促進し、また、学会や研究会への積極的な参加により、教育・研究交流の拡大を目標とする。

##### 具体的方法

これまで果たしてきた国際レベルでの教育・研究交流を続ける。とくに、アジアの大学や研究者との交流に力を入れ、法学研究科として研究面での一層の支援拡大をする。

次に、欧米研究者との交流については、在外研究や特別研究を通して積極的に果たし、サポートできるような体制を法学研究科で構築する。また、教員個人が交流協定校以外の外国からの研究者を受け入れる場合でも、法学研究科はこれを全面的に支援する。

さらに、法学研究科および法学部の教員が属する「創価大学法学会」では、外国からの研究者を招いて、講演会や研究会が行われてきたので、法学研究科もそれを充実させる。そして、本学を会場とする学会や研究会の開催については、法学研究科も受け入れ体制を整えて支援する。

研究成果について法学研究科は、創価大学法学会刊行の紀要論文誌での活発な公表や、また、本学の「文系学部等教員研究助成金」への積極的な応募と採用数の増加を目指し、さらに、文部科学省の「科学研究費補助金（科研費）」への一層の応募と採択数の増加を図る。

なお、留学生については、1年間の交換留学生の往来を活発に進める。そして、留学生の受け入れ制度も法学研究科で見直しを図り、入学の増加に備える。

#### (B群⑫) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

##### 1. 「現状の説明」

本学は、海外 42 の国および地域における合計 91 大学と学術交流協定を結んでいる。まず、外国からの交換教員を受け入れる制度がある。次に、教員には「在外研究員制度」（短期：2 ヶ月以上 6 ヶ月以内・280 万円以内支給／長期：10 ヶ月以上 1 年以内・140 万円以内支給）と、海外での研究も含め 1 年のうち前半又は後半いずれかの学期の授業及び校務が免除され、研究に専心できる「特別研究員制度（サバティカル）」が整えられている。「在外研究員制度」と「特別研究員制度」を併用して一年間海外で研究に専心する場合もある。これらを利用して外国での研究の機会が設けられている。さらに、学生には 1 年間の交換留学生の往来を目指した国際交流が活発に進められている。そして、留学生には「留学生教育支援委員会」によって、交換留学生への個別的な学習指導などが図られている。

なお、アメリカ創価大学（SUA）の海外研修プログラムの一部を、2003 年度より本学で受け入れたので、両校間の国際交流が教育面でも充実しつつある。

こうした本学の国際化および国際交流の推進に従って、法学研究科は法学部と一体になって、国際化や国際交流に取り組んできた。すなわち、外国からの交換教員の受け入れ、外国人研究者との共同研究、外国人研究者による講演会、また、在外研究員制度や特別研究員制度を利用しての外国での研究交流、さらに、交換留学生の本学からの派遣や、外国からの受け入れなどである。

まず、交流協定校からの交換教員（1 年間）については、法学部で受け入れてきた。交換教員の研究活動には法学研究科も積極的に支援している。すなわち、2000 年度～2004 年度の間、中国より 4 名、インドより 1 名、計 5 名であった。また、短期日での外国からの研究者は、中国や韓国を中心に毎年ほぼ数名が来校して、法学研究科および法学部の教員と研究交流をしている。

次に、在外研究員や特別研究員については、2000 年度～2004 年度の間、法学研究科および法学部では在外研究員 5 名、特別研究員 5 名がこの制度を利用したので、これにより毎年ほぼ 2 名が外国で研究している。

しかし、在外研究の期間については、大学からの配分は短期（半年）が多いので、そこで、短期在外研究期間（半年）の場合、特別研究期間（半年）を足して 1 年間とすることが希望者には認められている。留学生については、2000 年度～2004 年度の間、法学研究科で 2 名であった。

## 2. 「点検・評価 長所と問題点」

以上により、点検・評価としては、法学研究科および法学部の専任教員で努力を重ねているといえよう。とくに、東アジアとの研究交流が特色であり、長所でもある。ただし、問題点としては、欧米研究者との一層の研究交流が、法学研究科で必要である。

留学生の受け入れ制度も法学研究科で見直しを図り、入学増加に備えている。

## 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

国際交流の活発化については、これまでに果たしてきた国際レベルでの教育研究交流を続けることが望まれる。とくに、アジアの大学や研究者との連携、中でも、中国、韓国、フィリピンとの大学や研究者との交流は、将来においても種々の機会を得て、力を入れたいことである。つまり、これまでのアジアとの研究交流を継続的に続けるということが、法学研究科および法学部の重要な方策の一つであり、法学研究科としても研究面での一層の支援拡大が必要である。

また、欧米研究者との交流については、在外研究や特別研究を通して、教員が個別的に果たしているが、これを法学研究科としてサポートできるような体制を、構築する必要がある。

なお、外国とのさらなる研究交流を推進するため、法学研究科および法学部の支援にもとづいて、教員個人が交流協定校以外の外国からの研究者を受け入れることが検討された。そこで、法学部では2005年度より、そのような形で外国人教員の受け入れを行うことになったので、法学研究科でもこれを全面的に支援することになる。

## (B群⑬) 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

### 1. 「現状の説明」

法学研究科および法学部では、両者が一体となって、国際レベルでの教育研究交流のために、外国の研究者との共同研究が活発に試みられた。

まず、1999年度にはフィリピン大学法学部と現地で研究交流を果たし、その研究成果として、フィリピン側研究者による英文の紀要論文を「創価法学(特別号)」(創価大学法学部創立30周年記念事業委員会)で刊行している。

次に、2000年度には「第1回・日韓法文化研究会議」が本学で開かれ、韓国側から5名の研究者の参加があった。2001年度には「第2回・日韓法文化研究会議」が韓国の大学で開かれ、韓国側および本学を含む日本側から15名の報告者をはじめ、その他、大勢の韓国側研究者が参加した。2002年度には「第4回・日韓法学研究会」が本学で開かれ、韓国から5名の研究者の参加があった。

また、法学研究科および法学部の教員が属する「創価大学法学会」では、外国の研究者を招いての講演会や研究会が行われてきた。すなわち、2001年にはドイツ人教授、同年にネパールの弁護士、2003年にはドイツ人教授、そして、その他として、中国、韓国、香港からの研究者によるものなどが行われてきた。

あるいは、外務省の担当官を招いて、本学の国家試験研究室と法学会との共催で、ほぼ毎年開かれる「外交講演会」も、国際レベルでの教育研究交流に役立つので、これへの参加を法学研究科の学生に奨励している。

なお、法学研究科独自の研究活動として、2004年度に「東アジア法資料センター」を開設し、東アジア法関連の書籍・資料のために一室を設け、東アジア法研究のための拠点と、書籍・資料の充実化を目指している。

### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

まず、日韓研究者の共同研究、および、フィリピン研究者のみの論文掲載が実現できたこと。次に、国際レベルの研究交流としては、日韓研究者の研究会議は大がかりなものであり、この国際的な研究大会を開催できたこと。さらに、東アジア法研究の充実化のために資料センターを開設したこと。以上3点は、評価かつ長所に値するであろう。

その際、本学教員が外国での学会で発表するときには、「学術国際会議派遣出張費」が出て、法学研究科および法学部では、2000年～2004年の間、延べ6名が受領している。

また、外国人研究者による講演会も幾度か開かれ、総じて、国際レベルでの交流を緊密化させるための措置の適切性については、概ね適切といえよう。

### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

本学では、多数の海外大学と交流協定が結ばれており、また、アメリカ創価大学も開校されているので、アジアのみならず欧米諸大学との本格的な教員間共同研究を軌道に乗せねばならないという課題がある。

しかし、法学研究科や法学部では、当面はこれまでの教育研究交流の充実と持続に邁進することも肝要であるので、すでに行われている交流を継続的に発展させることも必要である。

なお、国際レベルでの教育研究交流の緊密化には、本学の国際会議場など設備面は申し分ないし、また、費用についても本学の国際交流活発化の基本方針に則って、理事会よりの支援が一層望まれることである。そこで、法学研究科でも、これらの設備を有効に使えるような国際レベル級の研究大会を企画することが望まれる。

さらに、留学生の受け入れ増加を目指し、2003年度から留学生用の入学試験制度の抜本的な見直しが行なわれたが、法学研究科では留学生増加に関して、さらなる改革の検討が必要である。法学研究科は、これらの大学や法学会による支援を受けて、一層の国際レベルでの教育研究交流の発展のための施策を検討すべきである。

#### (4) 学位授与・課程修了の認定

##### 評価目標

学位授与・課程修了の認定にあたり、申請者に対する適切な助言を与え、課程修了を目指す学生に対しては適切な履修指導を行う。学生については、主体的学修を促し、学生が各学年にわたって適切に授業科目を履修するために、年間および各セメスターの履修科目制限を置くと共に、厳格な成績評価を行う。

##### 具体的方法

学生については、適切な履修のために、オリエンテーション、オフィスアワー等の活用を実施し、併せて改善を図る。また、厳格な成績評価のために取り決めた成績評価基準について学生に周知徹底する。

#### (学位授与)

##### 評価目標

本研究科では、学位授与にあたり、学生については、授業の質を高め、適正かつ厳格な学位授与制度を維持するために、授業の予習・復習のための自宅学習時間が確保できる履修得制度、成績評価基準の適正・遵守が客観的に判断できる制度、授業の質を向上させる方途等の項目を立て評価目標とする。

##### 具体的方法

学生については、十分な予習・復習のもとで授業に臨めるように適切な履修制限を設けている。一方、履修制限による自由時間の拡大が、学修意欲の低下に連動しないように、成績優秀者制度や履修制限の一部解除の併用、標準修業年限未滿修了制度等を検討し、導入している。

#### (A群⑮) 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

##### 1. 「現状の説明」

本研究科博士前期課程は、1977年度に第1期の課程修了者を出して以来、総計294名に修士(法学)の学位を授与してきた。そのうち女性は48名である。最近5年間の状況は、2000年度8名(女性3名)、2001年度7名(女子3名)、2002年度6名(女子4名)、2003年度21名(女子8名)、2004年度9名(女子2名)である。

博士後期課程は、1979年度に発足し、1997年度に最初の学位取得者を出している。なお、論文博士につ

いては、これまで5名に学位を授与しており、最近5年間の状況は、2000年度1名（女子1名）、2001年度2名、2002年度1名である。

法学研究科における学位の授与要件は、博士前期課程の場合、入学時に主専修、副専修を決定し、2年（通算4セメスター）以上在学して所定の単位32以上を修得した上、修士論文の審査ならびに最終試験に合格することである。論文が所定の期間内に提出されると、指導教授を主査委員とし、研究科委員会が選任した関連課目の担当教員2名を副査委員として審査を行い、最終口頭試問を経た上で、その審査報告を研究科委員会に諮り、審議の上、研究科が合否を決定する。なお、在学期間に関しては、特に顕著な業績のある学生には、1年（通算2セメスター）以上在学すれば足りるものとし、標準修業年限未満修了制度を導入している。合否決定の方針及び基準については、上述した法学研究科の理念・目的にもとづいて決定される。

博士後期課程の場合の学位授与要件は3年（通算6セメスター）以上在学した上で、前期で修得したのもも含めた所定の単位を修得し、博士論文を提出して、その審査ならびに最終試験に合格することとなっている。博士の学位は、大学院の博士課程を経ないものであっても、学位論文を提出して、その審査に合格し、専攻学術に関して、大学院の博士課程における所定の単位を修得した者と同等以上の学識と研究指導能力とを有することを試問により確認された場合に、これを授与することができるものとされている。なお、在学期間に関しては、特に顕著な業績のある学生には、博士前期課程における在学期間を含み3年（通算6セメスター）以上在学すれば足りるものとし、標準修業年限未満修了制度を導入している。合否決定の方針及び基準については、上述した法学研究科の理念・目的にもとづいて決定される。なお、本学の他の研究科又は専攻、もしくは他大学院（制度上これに相当するものを含む）において履修した授業科目について修得した単位は、法学研究科委員会において教育研究上有益と認めた場合、その修得した単位のうち10単位を超えない範囲で、法学研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとされている。

## 2. 「点検・評価 長所と問題点」

学位授与に関わる審査基準・審査体制・審査方法等は学則及び学位規則で明らかにされており、また、新入生ガイダンス時や各指導教授より伝えられているので、問題はない。

本学の他の研究科において履修した授業科目について所定の範囲内で法学研究科の授業科目の修得により履修したものとみなすことができるとされる制度が整備されているが、学生の研究領域の充実を図るうえで評価できる。また、他大学の教員も含めたも研究会（例えば、民事法研究会）が毎月開催され、学生も参加して、学位論文に関する研究報告も行われており、必ずしも当該指導教授だけでなく、他の教員によっても論文指導の機会を得ることができる。その意味で学位授与取得のための指導は基本的に適切になされている。

## 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

法学研究科は、従来の方針等を見直す必要を現在のところ感じていない。ただし、博士前期課程については、法科大学院との関係で、カリキュラム等の再編等検討している。博士後期課程は、法科大学院設立後も、現在と同じ使命を果たすべく存続する。ただし、法科大学院修了者の博士後期課程への進学・入学に関する制度設計については、別途に検討している。

## (B⑭) 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

### 1. 「現状の説明」

博士前期課程における修士論文審査は、その透明性・客観性を高めるため、審査委員会によって厳格に行われている。その結果が研究科委員会に報告され、その場で学位授与の適否が審議されることになっている。その結果は、大学院委員会の議を経て、学長に報告され、学長は学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与する。また、審査の結果、合格と判定された修士論文のうち、指導教授の推薦のあるものは、大学院紀要に掲載されるほか、全文が製本後、中央図書館及び指導教授の研究室に保管され、常時希望者の閲覧に対応できるようになっている。その点でも審査の透明性は一定に保たれているといえる。

博士論文審査は、その透明性・客観性を高めるため、研究科長及び博士後期課程担当の指導教授によって構成される選考委員会の議を経て、指導教員の主査委員と副査委員2名によって構成される審査委員会によって行われ、その結果は研究科長及び博士後期課程の指導教授によって構成される研究科委員会に報告され、次回の研究科委員会で学位授与の可否が審議されることになっている。その結果は、各研究科後期指導教授の中から選出されて構成されている大学院委員会の議を経て、学長に報告され、学長は学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与する。

博士の学位取得論文は、その要旨及び審査の要旨を公表するものとされ、法学部の紀要である創価法学に、その梗概が掲載されるほか、全文が製本の上、中央図書館及び指導教授の研究室に保管され、常時希望者の閲覧に対応できるようになっている。また、学位授与日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとされているので、その点でも審査の透明性は一定に保たれているといえる。

なお、研究科委員会は、学位論文の審査に必要と認めるときは、博士の学位取得者及び当該分野の専門家であることの両条件を具備する資格のある、①学内の研究者、学部所属の教員、又は研究所等の研究員、②学外の研究者、に審査委員を委嘱することができるものとされている。この点でも、審査の客観性は確保できているといえる。

### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を終了したときには、論文内容の要旨、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨を記載した審査報告書を、研究科委員会に提出することとされている。審査報告書の提出は、委員会の審査の信憑性の担保のほか、委員会の審査内容を記録にとどめることによって、将来要求されるであろう情報公開に応えられるものとなる。また、研究科委員会の審議結果は、大学全体の大学院委員会においてさらに審査を受けるので、学位審査の透明性・客観性は確保できているといえる。

### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

法学研究科における学位の授与の透明性・客観性を確保する措置は適切なものと確信している。ここでは、学位取得のための「中間研究報告会」(仮称)制度を研究科委員会として設けることも、透明性・客観性を確保するために必要であると考えられる。

なお、法学研究科における学位の授与の透明性・客観性に付言すれば、学部と同様、各科目の成績評価の透明性・客観性ということになるため、ここでは触れないことにする。

## (課程修了の認定)

### 評価目標

適切な履修指導の充実を図る。

## 具体的方法

教育効果をさらに高めるために、演習科目だけでなく、講義科目についても現状を踏まえて、学生参加型の要素を取り入れた授業を増進させる。なお、ここでいう学生参加型の授業とは、教員と学生との対話ないし討論の要素を含む双方向型の授業、および教員と学生間の対話ないし討論の要素を含む多方向型の授業から成る。

(B群⑮) 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

### 1. 「現状の説明」

大学院学則において、博士前期課程の在学期間に関しては、とくに顕著な業績のある学生には、1年（通算2セメスター）以上在学すれば足りるものとして、標準修業年限未満修了制度を導入している。

博士後期課程の場合の在学期間に関しては、3年（通算6セメスター）以上在学した上で、とくに顕著な業績のある学生には、博士前期課程における在学期間を含み3年（通算6セメスター）以上在学すれば足りるものとして、標準修業年限未満修了制度を導入している。

### 2. 「点検・評価 長所と問題点」

標準修業年限未修了制度の整備は、学習能力に格別に優れ、とくに顕著な業績のある学生にとって、大学院への進学・入学のインセンティブを増大し、将来の進路の選択枝を多様にするものであり、また、社会人にとっても生涯教育、異分野教育、資格取得教育等の機会を身近に現実化することができることになる点で妥当なものと評価できる。

本制度を利用して標準修業年限未満で卒業した大学院生は、1997年度に1名という実績がある。

ただし、本学特有の問題ではないが、一般に在学期間の短縮にともなう問題点として、標準修業年限修了者との比較で、学生の勉学時間の確保の困難性が指摘されるところである。

### 3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

標準修業年限修了者制度は、適切性・妥当性の観点から長所として評価されるが、他方で、学生の勉学時間の短縮にともなう問題も発生すると思われる。この点については、指導教授を始めとする科目担当者の当初からの適切なアドバイスが特別に必要とされる。修士論文自体のあり方も含めて、その改善・改革に向けた方策に関する検討を有するであろう。